社員から受け入れた会費の明細表　　第１表付表２（相対値基準用）

法人名	特定非営利活動法人かわさきし	実績判定期間	令和４年４月１日～令和６年３月 31 日

１　社員の会費に関する基準

社員の会費の額を分子に算入する場合は、実績判定期間において、次のイとロの基準を満たす必要があります。

基準		基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等	判定
イ	社員の会費の額が合理的な基準により定められている	定款附則６に社員の会費の額を規定 個人会員　5,000 円／年　法人会員　30,000 円／年	はい・いいえ
ロ	社員（役員等を除く。）の数が 20 人以上である	社員名簿に 40 名登載	はい・いいえ

※　イとロの基準を満たしている場合は、「２　社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算」を行ってください。

定款又は会則等の規定から記載

活動計算書の「収益の部」の社員の会費の合計額を記載。
未収会費の扱いについては次ページの注意事項を参照

２　社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算

社員の会費の額の合計額	①	700,000 円
共益的活動の割合（第２表③欄　）	②	4.00%
①から控除する金額（①×②）	③	28,000 円
差引金額（①－③）	④	672,000 円

第２表③欄から転記

⇓

第１表（相対値基準・原則用）㋖欄又は、
第１表（相対値基準・小規模法人用）㋝欄へ

（注意事項）

・　社員の会費に関する基準について確認するため、会則等や社員名簿の提示を求める場合があります。

「社員から受け入れた会費の明細表」第１表付表２（相対値基準用）　記載要領

項　　目	記　載　要　領	注　意　事　項
「基準ロ」欄		「役員等」とは、役員並びに役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者をいいます。 なお、上記の特殊の関係とは、次に掲げる関係をいいます。 ①　婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ②　使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③　上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
「基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等」欄	①　イ欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に社員の会費の額については、一律○円と規定」のように、基準を満たしている旨を証する書類の名称と合理的な基準により定められている旨を記載します。 ②　ロ欄には、例えば、「社員名簿に○名登載」のように記載します。	
「社員の会費の額の合計額①」欄	活動計算書の収益の部に計上されている社員の会費の額を記載します。	活動計算書の会費収入に期末の未収会費額を計上している場合には、当該欄に未収会費額は算入できませんので、未収計上した会費の額は会費収入から控除する必要があります。